

三島中洲研究会の再開にあたって

中村 義

昨年1月28日、戸川芳郎先生とお目にかかる機会があった。朝日賞、大仏次郎賞の帝国ホテルでの祝賀パーティに、出席した時のことである。先生から千代田校舎落成目前、大学の存在を世に問う研究の在り方、その準備態勢、具体的な総合的研究の必要性等々についてうかがった。話は自然に三島中洲研究会の再開に及んだ。戸川先生は東アジア学術総合研究所の客員研究員であり、プロジェクトの一つに三島中洲研究会をお考えであり、その運営実務に町さんが専任講師であることも教えられた。

かつて科学研究費による三島中洲研究及び成果の刊行、そしてほぼ同時にすすめられた「三島中洲—伝統と継承」を掲げたシンポジウムは、6年前のことである。その際、シンポジウム開催にかかわった一人として、残された課題もあるので、再開は結構だと思っていた。しかし、千代田校舎新築工事、とりわけ退職5年の歳月は、研究情勢と情報に疎く、気の重いことでもあった。が、もし何かのきっかけで、お役に立てれば幸いと感じていた。

ところで、シンポジウム開催に、共に当たった松川健二先生とは、退職後も、「酒味」を同じくすることもあり、何かと連絡しては「学味」、「書

味」など暢談することがあった。松川先生も研究会の行方について、気にかけておられた。1999年のシンポジウムの後を承けて開かれていた「三島中洲研究会」(2000年度2回・研究発表計4本、2001年度1回・研究発表計2本、2002年度1回・研究発表計2本)が、2003年度は開かれていなかったからである。たまたま清遊の機会の際、盃を重ねながら、研究会再開の件を話題にした。二人の意見一致は、現職の先生方が発起人、呼びかけ人になって、再出発するのが最も望ましい、その為、呼び水として、最初だけ、私共二人が呼びかけに名を連ねるのは、これまでのいきさつからして、致し方ないのだろう、ということであった。そして、研究会運営は任意の有志の手弁当にするのが宜しいのではないかと、話し合った。こうした希望を町先生に伝え、また以前の研究会発足の際、ご理解と協力を賜った竹下悦子、高野和基両先生には、以上の経過をおくみ頂き、善処いただけるようお願いした。結局は、あれもこれも実務は町先生にお任せしてしまったのだが。

千代田校舎の新築工事の完成は、研究会再開の弾みとなった。昨年5月15日の千代田校舎落成の祝賀会解散後、松川・町両先生、三島正明理事と私の4人は具体的な研究会発足を相談し、第1回を6月12日に決定した。松川、町、中村の3人が呼びかけ人となり、当日はごく簡単ながら三島中洲研究の現状、課題、ケーススタディについて提案並びに報告をすることを申し合わせた。以

上が再開の経緯である。

そこで当日の提案、本来文章化すべきでしょうが、記録として残すという勝手な理由をつけて、レジメのまま発表いたします。

(2005年1月)

(二松学舎大学客員教授)

例会発表要旨

三島中洲研究会再開にあたって(レジメ)

中村 義

1999年前後をふりかえって

大学をめぐる社会的諸状況、二松学舎大学のアイデンティティ(完了形でなく)

『三島中洲の学芸とその生涯』(戸川芳郎編)

『最後の儒者』(三島正明)、『炎の陽明学—山田方谷』(矢吹邦彦) 宮城公子の諸研究

三島中洲没後80年、「シンポジウム二松学舎

創立者三島中洲-伝統と継承-」(10/9) そ

の後、研究会は断続的、千代田校舎の新築工事

今後の課題

(1)資料整理—所蔵原資料、印刷物、新資料、高山編「目録解題」

(2)研究史的整理 先行研究(既出版物、論文)の継承

(3)新たな研究課題—個別研究、共同研究作業、

年譜・年表作成

中洲、方谷、同門、同学の徒、同郷人、各界

交流の人(例えば碑文)、二松学舎出身者

政治経済文化教育思想—幕末・明治維新・日

清日露戦争・第一次大戦(疾風怒濤)

ケーススタディ

A 今年は開国150年

ペリー来航 横浜開港 横浜開港資料館

中洲の対応、生涯の時期区分—「七転遷」(牧角・川久保論文)

『探辺日録』(大正3年、「学友会誌」32輯)(横

浜探索 観察力、筆力、川北梅山の序)

現在の開国をめぐる研究に一石を投じるか。史料

価値如何—リアルタイム、

他の文献と比較照応、文中の人物の対応(山田方谷、進鴻溪、藤森天山)、その他石川源太郎、羅森等

B 善隣協会、善隣訳書館、興亜会

これらは西洋近代文明が世界を席卷し

ていく過程において、それと対抗的に

東アジアの地で誕生したアジア主義の

ほとんど必然的な一表現であったこと。

アジア主義を標榜する団体としては、

興亜会や亜細亜協会がすでに1880

年代に登場するが、岡本監輔・重野安

繹・三島毅・吾妻兵治等はみな、それ

ら諸団体と深い関わりをもつ人物であ

った。かれらはいずれも西洋近代文明
受容の不可避をわきまえ、手持ちの孔
子(さらには老子・釈迦)の教えを基礎と
してそれらをとりにこもうとしたのだが、
その営為は西洋近代文明の相対化であ
り、また近代の内実の豊富化でもあっ
たといえよう。(狭間直樹)

C 関連として(同郷、同世代)

「朗廬阪谷先生墓碑銘」、興譲館、明六社
穂積陳重の反論「余が見ざる朗廬先生」

D 郷土・地域 国際化(アイデンティティ、
ナショナリズム、近代化、西欧、中国、脱
亜、アジア主義、オリエンタリズム)(東洋
と西洋、キリスト教、自由民権、民主主義
など)

(二松学舎大学客員教授、2004.06.12 第1回)

株暴落の一件—中洲の親族への手紙—

三島 正明

中洲には三人の息子がいるが、次男の^{ひろ}広は、中
島の中洲の実家を継いだ竹太郎、その実弟の虎次
郎と、三人で「知行会」と称する会を持ち、利殖
を計っていた。竹太郎、虎次郎は、おなじ三島一
族で、隣家の兄弟。中洲の実家は長男を倉敷騒動

で失い、四人姉妹しか残っていない。それで隣家
と一人ずつ交換して、二組の夫婦でふたつの家を
継いだのが、竹太郎と虎次郎である。中洲の保証
で、広が、虎次郎から三万円を借り受け、根担保
にして運用していた。が、日露戦争の好況期から
一転、株が暴落し、担保流れとなった。竹太郎は、
三男、^{また}復を信じ、彼が加印すれば待つと言ったが、
中洲は復を巻き込みたくない。あれこれ解決案は
出たがまとまらず、そのうち、長男の^{けい}桂をはじめ、
何人かが間に入り、竹太郎が怒る結果となり、中
洲に言わせれば、「従兄弟同士の間柄心安さより竹
之氣に障り候言語も有之哉二而 竹も大二立腹し
西三島⁽¹⁾之家産を売払て仕法致候様三人に決答
致し直二帰国致候事二御座候」ということになっ
た。まさかと思っていたが、どうやら本気らしく、
竹太郎の母(中洲の兄嫁、太郎の妻、多喜)が、
困って、中洲に、なだめてくれと頼んだと思われ
る。その返書が今回の話題の手紙(新発見の資料)
である。

少々の金なら何とかなるが、自分は三子に財産
を分けて金がない⁽²⁾。兄弟での融通は家憲で禁
じてあってできない⁽³⁾。あれこれの案を提示し
ては、自分で打ち消し、結論としては、広に働か
せて払わせるしか方法はないと言う。論してほし
いという姉上の頼みであるが、今回は自分にはそ
れはできない。西三島を売り払えば、姉上も家が
なくなり、隣家の虎次郎の所に行かねばならない。
もし、そうなったら、自分と妹とでいくばくかの

養育費は出すとまで書くのである。が、しかし、中洲は、事実としてそうなるとは思っていない。親族会議を開くべきだと言い、本家は当然として、自分の代りに桂、日笠家^{ひがき}(4)に嫁いだ妹の増の代りに息子の日笠哲夫、それに、残る二人の娘の、嫁ぎ先の婿まで呼んで、親族会議をやるべきだ、と言う。実は、竹太郎がこんなことを言い出した根拠としては、くだんの三万円は、西三島が独自に借りた金なのだとしていた。しかし、実際は虎次郎の金である。竹太郎は、自分が中心となってまとめた貸借だから、弟に責任を感じて、自分の借金だとして無理をしている。が、中洲には、それはわかっている。それ故に、虎次郎に対しては、まさか兄の身代を売ってまで、急いで返せというような不人情な虎ではあるまいと言い、竹太郎に対しては、養家をつぶして実家の損失の埋め合わせをするというのでは、世間が許すまいと言う。高を括っているようである。広が悪いわけではなく、不運と言えばそれまでであるが、息子の借財であるし、自分が保証したのだから、普通なら少しはうろたえるだろう。が、少しも悪びれるところもなく、冷静、強い人である。ちなみに明治四十三年二月、一件落着いたようで、復が五千円の債務保証をした上での、残りの二万九千円の借用証書が残っている。多喜はその半年後に死亡した。極力、内密にしたようで、この一件を知る人はいなかった。なお、文面には、渋沢栄一に相談したという他、野崎(武吉郎か)(5)、田辺為三郎(6)

の名も見える。解説は町泉寿郎氏にお願いした。

(1) 西三島は中洲の実家で、一番古い分家。西の三島、西の庄屋とも言った。幕末の庄屋。本家は、古庄屋とも、元三島とも呼ばれた。三島家には、もう一つ、中庄屋という古い分家があり、多喜は、中庄屋の長女。竹太郎、虎次郎は、多喜の弟の子に当る。

(2) 明治二十七年、中洲は財産を三子に分与している。

(3)(2)も同様であるが、桂の放蕩の結果であろう。しかしこの手紙のころ、桂は既に人が変わっていたようである。

(4) 児島の旧家で、三島家とは重縁がある。三代にわたり、三島から日笠に嫁に行き、また、竹太郎、虎次郎の母親も日笠から来ている(増の義理の妹に当る)。

(5) 岡山県児島の分限者。塩田王。中洲の三男、復は野崎武吉郎の養女と結婚している。

(6) 玉島の長尾出身、漢詩人、貴族院議員。

(二松学舎大学理事、2004.07.24 第2回)

伊勢遊学時代の三島中洲

(三島中洲年譜未定稿)

町 泉寿郎

嘉永五年(1852)壬子 中洲23歳

正月四日、阪谷朗廬に書簡を出す（文稿への加評の礼。日笠有吉書画帖への引の礼。二月中に山田塾退塾、閏二月末に参上し斎藤拙堂への紹介状を依頼するつもり。送序を依頼。同藩中に津遊学の同伴者あり。）（国会憲政阪谷 58-17）。

三月、伊勢津藩に遊学のため備中松山を去る（七律「嘉永壬子春将遊井勢州、留別方谷山田先生」詩存 0001、『問津稿』所収）。

姫路・加古川・兵庫を経て、淀川を溯上して京都に入り、草津・土山を経て津に到着（七律「過姫路」詩存 0002、七律「従加古川趣兵庫」詩存 0003、七律「浜瀬川舟中作」詩存 0004、七律「京師」詩存 0005、七律「発草津至土山」詩存 0006、七律「発土山達津」詩存 0007、『問津稿』所収）。

当座、宿屋に逗留し、宿の主人の仲介で斎藤拙堂に入門（七律「河辺氏席上呈斎藤先生及諸賢」詩存 0008、七絶「客夜偶成」詩存 0009、『問津稿』所収）。（川北梅山「首訪僕三松居、腰挟長剣、手持小冊、頭髮蓬々然、尋常書生耳」、『梅山遺稿 文』巻1「与三島遠叔書」）。

津の城西、三本松の川北梅山宅近くに借家住まいを始める。（七律「僦居後二日、石川精斎・川北梅山・川澄伯彌諸友見訪、分得灰韻」詩存 0010、七律「僑居雜詠 其二」詩存 0011、七絶「僑居雜詠 其四」詩存 0012、七絶「砌草蔓生、有人嘲吾懶者、戲賦一絶以解」詩存 0013、『問津稿』所収）。（川北梅山「来寓于城西、与

僕居相距咫尺」、『梅山遺稿 文』巻1「与三島遠叔書」）。

夏～秋、川村竹坡・土井聲牙・石川靖斎らとの交友（七絶「月夜訪川村翁依水園、園在岩岩田川上、宜觀月、翁每誇称吾家月」詩存 0014、七律「漢烟火戲」詩存 0015、七絶「読土井聲牙翁文、戲題一絶句、翁眇一目、本出斎藤鉄研先生門」詩存 0016、『問津稿』所収）。

七月十六日、石川靖斎・川北梅山と岩田川の舟遊びをする（七絶「七月既望与石川希容・川北有孚諸兄泛舟岩田川」詩存 0017、『問津稿』所収）。

八月十五日、梅尾屯斎と会す（七律「中秋無月、与梅尾静叔同賦」詩存 0018、『問津稿』所収）。

八月、藩校有造館の月課詩題に応じて作詩。（七古「夢游月宮 有造館課題」詩存 0019、『問津稿』所収）。

九月、伊勢山田に遊び伊勢神宮に参詣（七律「游贅崎」詩存 0020、『問津稿』所収、『桐南年譜』）。

十二月、川北梅山の詩「読近世諸家詩十首」に次韻す（七絶四首「読近人詩梅山川北先輩韻 原十首」詩存 0021~0024、『問津稿』所収）。（川北梅山「読近世諸家詩十首 録八（菅茶山・頼杏坪・頼山陽・広瀬淡窓・広瀬旭莊・安積良斎・梁川星巖）」、『梅山遺稿 詩』巻1）。

秋、江戸遊学の途次、川田霽江が津を訪れ、川北梅山と共に飲む（川北梅山「川田毅卿年少将遊

江戸、来訪遠叔寓居、遠叔偶在余家、遂延穀卿、
対飲喜賦、『梅山遺稿 詩』巻1)。
冬、『嘉永五年壬子冬備忘録』を作る。(自
筆稿本『嘉永五年壬子冬備忘録』が二松
に現存)。

嘉永六年(1853)癸丑 中洲24歳

二月、板倉慎斎・梅尾屯斎らと月ヶ瀬・奈良に遊
ぶ。川北梅山も同行か?(七絶「長野坂」詩存
0025、五律「下長野坂赴平松駅」詩存 0026、
五律「従月瀬至南都」詩存 0027、七律「南都」
詩存 0028、七古「笠置山」詩存 0029、『問津稿』
所収。別に『探梅日記』一卷を作るも現存未詳)。
(川北梅山「月瀬観梅十絶 録六」、『梅山遺稿
詩』巻1)。

帰後、板倉慎斎の仮住まいを訪ねる
(五絶「訪板倉慎斎寓居、席上分韻」詩存 0030、
『問津稿』所収)。

四月、叔父小野必正の需めに応じ、外祖父
小野以正の隠居所のために「養志亭記」
を撰す。また師友にも撰文を依頼。
(小野行氏所蔵『養志亭図巻』所収)

五月五日、茶磨山荘の観海亭における詩会に出席
(七律「端午観海亭小集、時在座者、拙堂翁・
誠軒君及板倉慎斎・梅尾屯斎・舞田圭斎与余六
人、分得賢字」詩存 0031、『問津稿』所収)。

五月十日、吉田松陰、津に来たり、野村某・
斎藤拙堂・斎藤誠軒・家里松嶋・三島中

洲に会う。

五月十五日、叔父小野必正に書簡を出し、
「養志亭記」および五律「寄題養志亭」、
斎藤拙堂の題額、川澄九華の七絶を同送。津遊
学以来、文章二十篇・詩百首と月ヶ瀬紀行が出
来たと報ずる(小野行氏所蔵『養志亭図巻』所
収)。

七月十六日、茶磨山荘の観海亭における宴会に出
席(七古「七月既望観海亭宴集」詩存 0032、
『問津稿』所収)。

九月九日、梅尾屯斎・川北梅山と長谷山に
昇る(五古「重陽喜川北先輩梅尾士静登
長谷山」詩存 0033、『問津稿』所収)(川
北梅山「九月望、携社中諸子登長谷山、
観月出、甚為奇絶、長句以記之」、『梅山
遺稿 詩』巻1)。

九月、亀山藩に遊び、遠戚三島権八郎を訪
ねる(七律「従津赴亀山」詩存 0034、七
律「亀山藩訪三島権八郎、権八郎家本出
於我族」詩存 0035、『問津稿』所収)。

十月十五日、茶磨山荘の栖碧山房における
詩会に出席し、劉石舟に詩を贈る(「十月
望栖碧山房小集、贈石舟劉翁」詩存 0036、
『問津稿』所収)。

十二月三十日、一詩を賦す(七律「除日」
詩存 0037、『問津稿』所収)。

(二松学舎大学講師・COEプログラム担当者、

三島中洲の実学思想

奈良方直

1. 三島中洲の「実学思想」を構成するいくつかの思惟群

江戸幕府中期以降の「通経致用の学」への時代的要請

学術・知識を修めた者であれば、比較的身分の低い出身であっても、立身出世する実例が増えた。中洲の経歴(度支・裁判官・検事・大学教授・東宮侍講)もその例に洩れない。

朱王折衷の立場に基づく思惟

痕朱王折衷における中洲の基本的な立場—流布性と修養性の点で朱注を基本とし、異論ある場合に、和漢諸儒の説や自説をあげる(『論語講義』)。

痕「理」に泥む思惟に対する批判—朱子学の「理気二元論」や大塩中斎の「太虚」の高遠さに対する批判(『中洲文稿』3 - 3「読洗心洞割記」)。

痕陽明学は「良知」よりも「誠意」を重視するとの解釈—王陽明「大学古本序」や山田方谷「復春日潜庵書」に沿う考え方(『中洲講話』「学問の標準」)。

陽明学に内在する思惟

—王陽明の「気中の条理説」—

呉廷翰・伊藤仁斎・山田方谷らの影響を受け、中洲は自らの思想的な立場を「気学」(一元気論)と規定する(『中洲講話』)。

ボアソナードの自然法思想の受容

ボアソナードに直接、自然法思想について問いただき、「漢学の説と異ならず」と確信するにいたる(『中洲講話』「古礼即今法の説」)。

尊王思想・膨張主義的帝国主義の標榜

痕政教一致思想—わが国のみが政治と道德の根本が一つであり、臣民の根本とするところは天皇である(『中洲文稿』2 - 3上「聖代詔勅全書序」)。

痕日清・日露戦争による膨張主義的帝国主義への賛同—わが国の帝国主義を「正」とみ、清国やロシアを「邪」とみて、日清・日露戦争の勝利を讃える(『中洲文稿』3「鴻溪遺稿序」)。

痕国家論—わが国は、皇祖皇宗の系譜が天地開闢以来ずっと一貫して連っており、子孫は繁栄し、一種族で一国家を形成している。忠を以て万世一系の君たる天皇に事えることは先祖に報いるゆえんである。よって忠と孝が一致し、君臣にして父子の親情を有するのである。これはわが国の天則・天理である、との考え。

2. 三島中洲の「実学思想」の内的整合性に関する

る問題

伝統的な国家主義的な儒家思想(皇祖皇宗を標榜する国家主義と、朱子学と陽明学とを折衷して解釈した儒家思想との複合体)と、西欧の自由民権主義思想に基づく自然法思想との併存と整合性の問題。なぜ整合性を保持しえたのか。

「漢学の諸説」の範疇の中で、儒家思想と(近似)自然法思想が、互いに論理的な連関がなくとも、併存しうる。

朱子学的思惟(窮理)が、西欧の法概念理解に役立っていた。

自然法思想からキリスト教的個人主義を捨象することによって、対立点が弱められ、併存の可能性が生まれた。

相異なるふたつの思想を併取する際、あくまで儒家思想に重きがおかれていた。

3. 三島中洲の「義利合一論」再評価

「義」と「利」を同等に取り扱う、三島中洲「義利合一論」と渋沢栄一「算盤論語説」は、近世の儒家思想の中においてみると異質的、少なくとも正統的ではない。また従来の思想史上の評価も高くない。しかし儒家の封建思想と近代資本主義の精神を接合する、橋渡しの役割を演じた思想として捉えなおし、再評価することはできないだろうか。

(二松学舎大学評議員、2004.09.11 第3回)

三島中洲「讀洗心洞箴記」を読む

中根公雄

本研究会の趣意に、三島中洲関係の資料原典の解説が一つにあるので、それに基づき本発表では「讀洗心洞箴記」を取り扱うことにする。

(訓読「讀洗心洞箴記」全文は、後掲の資料欄にあり。)

三島中洲は、大塩中斎が太虚を以って王守仁の学問の標準としたために、乱を作して死に至ったと考えて、中斎の太虚説を批判する。中洲は、王学の標準は天理であると説くのである。

ところで中洲の師である山田方谷は、特に方谷晩年の思想を知る資料である「師門問辨録」(門人岡本天岳纂輯)に、「先生又曰はく、善無し惡無しとは、形氣未生の前を言ふなり。形氣既に生ずるの後は善惡有り、聲臭有り。推して此の形氣未生の前に到れる者は、陽明先生一人のみ。孟子の所謂性善とは、已に形氣を成せるより後の説なり。凡そ動靜の氣に落つれば、則ち善無く惡無き太虚の體と言ふ可からざるのみ。」(村上作夫問辨)とあり、「無善無惡」を太虚の語を以って解している。

一方「無善無惡」に関して中洲は、『中洲講話』「陽明四句訣の略解」において、王守仁が説いた四句訣の一つ「無善無惡是心之體」の句について解する中で、「然れば陽明は性を何と云ふとなれば、無善無惡は是れ至善なりと云ひて、矢張り性善の説なり。」と述べて、至善の語で説明しており、太

虚とは解していない。

そこで「太虚」「天理」「至善」について、王守仁『伝習録』において考察してみると、その方法として、致良知説成立の以前と以後とに分けて検討するならば、致良知説成立以前では「存天理」「止至善」の語が、『伝習録』上巻に多くみられる。「太虚」の語が見られるのは、『伝習録』下巻であり、それは致良知説成立以後のことである。

致良知説成立の以前と以後とに分けて検討した結果に、前の方谷と中洲との師弟の見解の相違を照らし合せると、致良知説成立以前—（伝習録上巻）存天理・止至善—中洲、致良知説成立以後—（伝習録下巻）太虚—方谷という図式が成り立つ。

さらに、四句訣についての記載は、『伝習録』下巻と『年譜』とに見られるが、特に『年譜』の方では、王守仁は銭徳洪の請問に対して「有りとせば只だ是れ你の自から有るのみ。良知の本体は原来有ること無し。本体は只だ是れ太虚なるのみ。太虚の中、日月星辰、風雨露雷、陰霾噎氣、何物か有らざらん。而して又何の一物か太虚の障り爲るを得んや。人心の本体も亦た復た是くの如し。」と言って、心の本体を太虚と解すべきことが記される。

このことは「汝中は須らく徳洪の功夫を用ふべし。徳洪は須らく汝中の本体に透るべし」とある、徳洪への説明の中でなされている。王畿の請問に対しては「汝中は此の意を見得す」の言が見られることからすれば、「二君の見は、正に好く相

資けて用を為す。各々一辺を執るべからず」（伝習録下巻）とはいうものの、『年譜』を見る限り、王守仁の真意はその目差すところ究極的には王畿の理解の方向であったと言えなくもない。

もし方谷と中洲との相違を此の処にもあてはめてみるならば、無善無悪は至善であると捉える中洲は、銭徳洪の段階であり、太虚と捉える方谷は、王畿の境地を理解するに至っていたということができよう。

（二松学舎大学講師、2004.10.23 第4回）

大城戸宗重について

町 泉寿郎

発端 大城戸宗重は現在の石川県石川郡鶴来^{つるぎ}町の出身で、開塾まもない頃の二松学舎に学び塾長を務めた人物であり、筆者とは同郷・同学の先人に当たる。しかしながら現在その事績は、二松学舎の歴史の中ですら顧みられることがない。よってその事績や交流を発掘し、明治～大正期の学舎史の缺を埋める一端としたい。

家系 宗重の曾祖父耕鐵斎長衛門は竹内式部に学び、宝暦事件前後、加賀藩の土籍を脱して京都に入り、帰国後、鶴来村に移り農林業に従事し蓄財したと伝えられる。父耕巖斎長兵衛（1820～73）も尊王の志を継承し、京都の梁川星巖に学び、頼鴨^{たから}崖らに交わる一方、長崎で蘭人

から西欧事情を聞き、海防の必要を説いたという。松本奎堂らの大和拳兵（天誅組）への金銭援助（1863）や武田耕雲斎率いる天狗党上洛のとき木曾に赴き耕雲斎に加賀藩に暫時身を寄せることを勧めた（1864）等の事績が言い伝えとして残るが、旧知の多くが死亡し維新の実情とも齟齬感を抱きつつ、失意のうちに没したとみられる（明治6年12月4日、64歳）。

大城戸宗重 宗重は安政2年（1855）11月11日に父耕巖斎・母大屋のふの長男として出生。名は宗重、字は志遠、別に石僊・念庵と号した。少時、郷里の村山翠屋（画家）と米田桂窓に従学した。19歳（1873）の時、父が死の前日、従兄浅野屋佐平の殉難の状を語り、これを秘するよう遺言して病没。その後、大阪（京都？）の田能村直入に画を学び、直入の勧めにより大阪の藤沢南岳（元高松藩儒、妻は牧野黙庵の女）に学問を学んで藤沢塾の事務を預かった。牧野謙次郎（高松藩儒黙庵の孫・松村の子）がほぼ同時期に在塾している（1877）。さらに開塾まもない二松学舎に入学し、明治11年（1878）6月、24歳で本塾塾頭を拝命した（～1880）。外塾塾頭は鎌田賢三郎（第一）・間野遺秉（第二）・服部膺（第三）、幹事は斎藤良一、会計は小野静雄である。塾生に嘉納治五郎・安井小太郎・岡田起作らがあった。

27歳（1881）で官途に就いた。35歳（1889）で旧備中松山藩家老大石如雲の第六女で三島中洲の養女となった三島数子と結婚。42歳（1896）

で東京府属から徳島県属、徳島県庁知事官房付に転出。この時の徳島県知事は山県伊三郎である。これ以前には鳥尾小弥太の知遇を受けた時期があった。この年、二女恭子出生。この頃（1897 前後）藤沢南岳の二男章次郎（黄陂）東京高等師範学校に入学し、宗重の家（宗重は単身赴任）に寄宿していた。徳島県参事官（1899） 栃木県土木収用審査会委員（1900） 栃木県参事官（1902、栃木県事務官（1905） 埼玉県事務官（1907）を経て、横浜正金銀行に転出（1908）後、56歳（1910）で韓国統監の秘書官・高等官三等となり、京城統監府（朝鮮総督府）に赴任。統監（総督）は寺内正毅、副統監（政務総監）は山県伊三郎である。翌年（1911）年腸を患い、療養のため帰国し、以後は朝鮮総督府の東京出張所の事務を与かった。この年、日本史教科書記述をめぐる南北朝正閏問題が起こり、藤沢南岳門下の牧野謙次郎（早大講師）の論説や南岳の長男藤沢元造（黄鵠）参議院議員の桂内閣（第二次）に対する質問書提出などが注目を集めた。58歳（1912）の時、二女恭子（十七歳、跡見女学校卒）が大阪の石濱純太郎（25歳、前年に東京帝大文科卒、藤沢カツは姉）に嫁した。章次郎・カツ夫妻が親代わりとなって藤沢家が総出で住吉神社に挙式したという（藤沢昭子氏書簡）。

61歳（1915）のとき、鶴来小学校のために三島中洲に「鳴鶴九皐」額の揮毫を依頼した（所在不明）。額は同校講堂奥の天皇のご真影を収めるス

ペースの前に掛けられていた。宗重自らは「誠...
...」額を揮毫(天長節に揮毫)小川忠明(靖斎養子)揮毫の「立華就実」とともに同校に掲げられ、いまは別の場所に現存する。同年12月、鶴来町船岡山墓地に亡父耕巖斎の事蹟を記した「顕幽家紀」碑を建てた。64歳(1919)のとき、父耕巖斎に従五位が追贈された。大正11年(1921)7月26日、六十七歳で病没した。翌年(1922)9月17日、二松学舎において同じく昨年没した斎藤良一・間野遺秉とあわせて宗重の追悼会が開催された。石濱純太郎・恭子の間には五男四女があり、長男は恒夫(1923~2004、作家・作詞家)、二男裕次郎は(1925~、俳優)である。

主要参考文献

『耕巖斎顕幽事蹟』(大正8、従五位贈位の際のパンフレット)

『石濱先生古稀記念東洋学論叢』(昭33)

『二松学友会誌』(明29~大8)『二松学報』(大8~昭2)

「寺内正毅桂太郎宛書簡」(国会図書館憲政資料室・桂太郎文書62-34)

藤澤黄坡撰・工藤壮平書・山県伊三郎篆額「念庵大城戸君碑」

(二松学舎大学講師・COEプログラム担当者、

2004.10.23 第4回)

『洗心洞割記』一則

—義利峻別の一例として—

松川 健二

平成14年度の中洲研究会(二松学舎大学陽明学研究所『陽明学』第15号の「編集後記」参照)において、私は「義と利 —中洲義利合一論の性格解明のために—」という研究報告を行った。その要旨は当該号の181~182頁に載せられているが、要するに古来の義利観を(一)義利峻別、(二)義先利後、(三)功利重視の三種に区分けするなかで、中洲の義利観の位置を測定しようとする試みであった。事柄の性質上、第一グループの双壁の一つとして、南宋張栻の「為にする所無くして之れを為す、之れを義と謂ひ、為にする所有りて之れを為す、之れを利と謂ふ」という言葉が、陸九淵の「白鹿洞講義」の言葉と並んで引用されたのは必然であった。

この張栻の言葉は、由来、義利を峻別する型の思想家の好んで引照するところなのであるが、このたびの報告は、この言葉が正しく理解されていないことによる一種の誤読のケースに関するものである。

大塩中斎『洗心洞割記』上の123条は「不有所為而為之者、大学之教、而聖人之道也」ではじまる。1835天保6年の刊本は返り点のみが付され、送り仮名を欠くスタイルのもの、従来その形でこ

の書物は読まれてきたが、1940 昭和 15 年、山田
済齋は岩波文庫のために「為す所あらずして之を
為すものは大学の教にして、而て聖人の道なり」
と訓読した。以降、1978 昭和 53 年、宮城公子(中
央公論社、日本の名著 27)、1980 昭和 55 年、
福永光司(岩波書店、日本思想大系 46)、1998 平
成 10 年、吉田公平(タチバナ教養文庫)の各氏は、
訓読文に限って言えば、ひとしなみに「為す所有
らずして為す」と訓んでおり、あれこれと語釈を
註記するものもあるが、中斎の「不有所為而為之」
が張栻に由来することに言及するものは皆無なの
である。

中斎が張栻の語を意識して 123 条を書いた
であろうことの例証は枚挙に勝えぬが、とりあえ
ず朱熹(1130~1200)『大学或問』経一章の部分、
陳淳(1159~1223)『北溪字義』下、義利の部分は
不可欠のもの、更に後人によるこの語への言及の
例として、聶豹(1487~1563)、尾藤二洲(1747~
1813)、黄式三(1789~1862)の諸例なども容易に
提示できるのである。

次いで、中斎が張栻の言葉を「大学の教」と同
定するその背景を、中斎自身の他の言説のなかに
求めるならば次の二則を挙げるのが適当である。

大学首章の明字、親字、止字は皆自責の功也。
親字を改めて新字と作すが如きは、則ち自ら
責めずして之を人に責むるものにして、之を
人に責むるは則ち大学の本旨に非ざる也。(洗
心洞割記、下、63)

己の為にするは、即ち良知を致して自ら慊(あ
きた)ること也。人の為にするは、徒らに人の
知らんことを求むるのみ、実得無きことにし
て、便ち是れ良知を欺き、又世を欺くこと也。
(同上、下、67)

中斎はこのように『大学』の教を自己陶冶に
絞りこんで受容した人であり、先の「上」の 12
3 条の書き出しは、まさにこのことの言い換えに
外ならない。

14 年度の報告では中斎を他の資料に拠って義
利峻別のグループに入れたのであったが、「上」の
123 条もまた中斎の真意を正しく理解すること
によってその資料価値が見直されることになるの
である。

(二松学舎大学客員教授、2004.11.27 第 5 回)

中洲・青淵両『論語講義』—学而篇—

久米 晋平

三島中洲(1830~1919)の論語解釈に関する中心
的文献としては『論語講義』(大正六年、明治出版
社)があり、この書物は従来、全く扱われなかった
というわけではないが、ほとんど等閑に付され
てきたといつてよい。一方、中洲と親好のあった
渋沢青淵(1840~1931)の『論語講義』は、大正一
四年以降、二冊本・一冊本に加えて、近時では全
七冊の文庫本(講談社学術文庫)ともな

り、多くの読者を引き付けてきた。

ところで最近、この両『論語講義』はいわゆる「講義」等の部分で、中洲のものを青淵が“転写”している場面が見られるという指摘^(注2)に接し、では一体、両『論語講義』の全体を通して、“転写”の実態はどのようなものか、をも含め、両書の解釈書としての特質を明らかにしてみようと思い立った。それぞれが正当な評価を受けなければならないと考えたからである。今回は学而篇を扱ってみた。

まず全体的に青淵の「字解」や「講義」において、中洲を承けているさまが転写といえるものであることを示したが、なかでも『集注』理解に対して中洲を承けつつも、結果として齟齬を来す例として第一章「学而時習之」の解釈について論及した。まず中洲は「朱子は時々之を習ふなり」と曰ひ、謝良佐は時として習はざること無きなりと曰ふ、猪飼敬所曰く、謝氏の説非なり、此れ既に學で措かず、又正業の餘、行事の暇を以て、時々習ふて之を熟するを言ふなり、史記の高祖本紀に云ふ、高帝爲亭長、乃以竹皮爲冠、時時冠之、及貴常冠、所謂劉氏冠也と、上に時時と云ふて、下に常と云へば、則ち時時は常に非ず、即ち邦俗に所謂ときく^レなり、朱注に既學而又時々習之とあるは、時々刻々を謂ふに非ざるなり」(摘解)と「和漢諸儒の説を択」んで、『集注』所載の謝良佐の説を採らない態度を見せる。この部分に対応して青淵は、「時の字については古来二説あり」とし、朱

熹と前掲猪飼敬所の説を中洲に倣って「ときどき」と解する。また「人の道を学ぶはすなわち日々の実生活に適用するがためなり。しからばすなわち学は行の半ばにして、学ぶ所を実際に行施するに間断あるべからず。時々刻々習熟して始めて知行合一の本意に叶うべし」(講義)と謝良佐の説を採用する理由を述べて、結果「時」字を「時々刻々」と読み、「もし朱説のごとくんば、まず道を学びおきてしかるのちに、業務の余暇に学ぶ所を復習する次第となり、学と行い個々別物に分れ終り、学問は人間の実生活に何等の交渉なきに至らん。これ朱子学の空理空論に陥り、学者は論語読みの論語知らずと嘲られし所以なり」(講義)と朱子学批判を展開するのである。朱熹と謝良佐の説の方向性が違ふとすれば、『集注』自体の性質についても確認する必要があるが、例えば「上蔡(謝良佐)謂ふ、坐しては尸の如くすとは、坐しては時に習ふなり。立ちては齊するが如くすとは、立ちては時に習ふなり、と。……某謂ふに、須く坐しては常照管すること尸の如くせ教むべくして、方始めて是れ習なり。立ちては常照管すること齊するが如くなら教むべくして、方始めて是れ習なり。」(『朱子語類』卷二十)という朱熹の言葉も考え合わせれば、中洲の『集注』解釈は朱熹の真意を理解し得たとは言えないのであり、それを承けた青淵もまた同様であることを指摘した。因みに『集注』に依ったと緒言する宇野哲人『論語新釈』は、「時」字に対して「時々刻々少しも間断のないこ

と」とし、「時習之」は「断えずこれを復習して熟達するようにする。」と通釈していることにも触れた。

以上、今回の報告は青淵『論語講義』が中洲を承ける例を提示することに終始したが、今後は中洲『論語講義』の特質解明に軸足を移すこと、つまり中洲の『集注』理解を『論語精義』、『論語或問』、『朱子語類』などを用いて検証すること、さらには中洲、青淵それぞれに頻出する佐藤一斎、亀井南溟の説の受容のさまなどについても、課題として報告をしていくこととした。

注1 松川健二「三島中洲『論語講義』について」(戸川芳郎編『三島中洲の学芸とその生涯』、雄山閣、一九九九年九月 所収)

注2 松川健二「渋沢青淵における『論語』の普及活動」(『比較視野のなかの社会公益事業報告集』、渋沢栄一記念財団、二〇〇四年一〇月 所収)

(二松学舎大学大学院博士前期課程修了、
2004.12.11 第6回)

三島中洲年譜の試み

—年譜作成の必要性—

町 泉寿郎

2004年春、二松学舎大学九段新校舎に大学資料展示室が設置され、5月15日の落成式と同時に開室の運びとなった。私はその開設準備の最終段

階で準備委員に加えられ、展示品の解説やパネル展示の原稿に僅かばかりの協力をしたに過ぎない。しかしながら、この解説準備過程で、次第にはつきりしてきたことがある。展示室は外に対して学舎の歴史を紹介すると同時に、内に対して自己の現状認識を自覚させる機能を持つ。これは歴史の当然といえばそれまでだが、展示室に携わった実務者の偽らざる感想である。

解説執筆の段になって気づいたのは、蓄積されてきた歴史事実に基づいた精粗がある事である。二松学舎において、自らの歴史として何が語られ何が語られてこなかったか、と言い換えてもよい。蓄積の精粗がそのままパネル記載の精粗に反映している、と単純化してみることもできるだろう。さらにいえばこのことは、三島中洲や二松学舎の事績に関して、文献実証に基づく批判的継承が行われてきたか、という問題に帰着する。

一方、展示室運営の際に展示資料範囲を確定する必要上、大学が所蔵する資料(図書館管理下の書籍を除く)の目録化のための整理作業に着手した。三島家関係資料や大学史関係資料には未整理のものがあるからである。それら資料を洗いざらい出してみようではないか。その過程でいかなる資料が出てこようとも、それは学祖・学舎の歴史を損なうものではなく、むしろさまざまな時代を乗り越えて存続してきたことの証であり、学舎史の厚みを増すものとなると考えるべきであろう。130年に近い学舎の歴史に対して、我々はそのくらい

の信頼を置いてもよいのではないだろうか。

三島中洲の年譜に関して言えば、主なものに次の3種がある。

『二松学舎六十年史要』所収「中洲三島先生年譜」1937

山口角鷹『三島中洲—二松学舎の創設者』所収「中洲年譜」1977

三島正明『最後の儒者 - 三島中洲』明德出版1998 所収

疑いなく、拠るべきものは であるが、それでも山田準が編纂した「方谷先生年譜」の詳細には及ばない。 は漢文体で書かれており、今日の読者の便の点でも問題があるが、それ以上に簡潔な文体で複雑な歴史事象を記述するには困難があると考えられる点が問題である。或は幕末・明治に世代の人たちならば、自身が経験してきた時代のことであるから、簡潔な記述で足りたのかもしれない。しかし今日の我々から見ると、「中洲三島先生年譜は」決して不正確ではないが、幕末・明治の変動する社会のなかで中洲をいかに位置づけるかという問題意識に対して、答えるところが少ない。だがそれは「中洲三島先生年譜」の欠点ではなく、今後の課題というべきである。

さきに筆者は本研究会において、津遊学時代に限って中洲の事跡の整理を行った。別段発見があったわけではないが、こうした基礎作業をとおして中洲資料の現状を確認しつつ、新資料の発掘にもつなげていきたいと考えている。

(二松学舎大学講師・COEプログラム担当者、2004.12.11 第6回)

中洲、二松と大陸との関わり

三島 正明

大陸と、中洲、二松学舎、の関係についてふたつ紹介する。

(1) 須永元の名は、佐野の須永文庫と共に、知られているようであるが、二松出身者。その後、慶応に学び、福沢諭吉の影響も大きい。そのこともあり、甲申の変での、金玉均、朴泳孝ら亡命者の援助者として、彼らと深く交わった。明治43年の日韓併合により、須永は「我が為すことは終われり」として、それ以後、政治には関与しなかったと言われている。が、そういいながら、晩年まで頭山満とのつきあいはあったようで、葬儀の写真に頭山の姿が見える。また、他方で、田中正造とのつきあいも深かったようで、おもしろい人物である。この人と中洲との関係は、中洲年譜に名をとどめるくらいであるが、明治十九年の項に、「八月、佐野の人須永元及び在地の門人たちがその地に招いたため、近金山、道行山、唐沢山、磯山などを見、足利学校を見、日光山に遊んで帰る。その間十九日」とある。19日間もどんな会話がなされたのであろう。このときの詩など、調べてみる必要もあろう。

(2) 1899年10月、重野安繹・三島中洲・吾妻兵治・松本正純らは、日清提携の理念と経済活動の実際を結びつけ、日本が受容した西洋の「新法」を中国に提供すべく善隣訳書館を創立した。出版事業の正常な発展のためには、著作権法の整備が不可欠だが、この時、清国ではそこまで進まず、善隣訳書館のまっとうな事業は蹉跎する。(以上、狭間直樹氏講演記録「中国近代における帝国主義と国民国家 ―日本のアジア主義との関連において―」より。) なお、この話題は当研究会の一回目、中村義先生より御紹介のあったものである。が、敢えて、再度、紹介するのは、上記の松本正純は、二松出身者らしい故である。狭間直樹氏 初期 ア ジ ア 主 義 に つ い て の 史 的 考 察」の最終回(「東亜」2002年3月号)によれば、「ある 辞典によれば、松本正純(1866~?)は和歌山県の人、三島中洲の門下、1899年に「重野安繹、岸田吟香と謀り善隣訳書館を創設し、政府の補助を得て新書を翻訳して始めて支那に向けて発行す。頗る時宜に投じ、当時南清総督張之洞・劉坤一・李鴻章等大に其挙を賛し普及流るるが如し。為めに新学勃興の新語流行するに至る。従て科挙中に新学を加へ、及び留学生の吾邦に群遊するの機運を促成す。盖外人にして支那に於て公然著作権を得る者君が此の刊書を以て嚆矢とす」とある。いささか針小棒大の気味が

濃いのだが、これは善隣訳書館の時代的な位置をかなり適切にとらえた説明になっていると思う。」とされている。

『明治人名辞典』上巻、日本図書センター、一九八七年(底本:古林亀治郎編『現代人名辞典』中央通信社、一九一二年)

(二松学舎大学理事、2004.12.11 第6回)

資料欄

三島中洲書簡(三島多喜宛) 三島正明

御手紙被下拝見仕候。然ハ広(1)儀、時勢之為め株式大下落と申災難に出会ひ、兼て虎次郎(2)より借受居候株券、急二返済難出来一件二付、私共意見申上げ候様被仰下候処、竹(3)より御聞上とハ少し違ひ候廉も有之、又私共意見ハ最初より今迄少も変り不申儀を左に申上候。

三月初旬葉山滞在中、竹広同道して参り、右の次第始而承り、少金之破綻なれば何とか考も致見可申候へば、何分二万三万ト申す大金之事なり、ご承知之通り私共は少々之財産を二十年前二三子に分与し(4) 其後八月給のみにて相暮し候身分故、何の分別も無之、唯当惑心痛するのみと申聞候処、竹より申出二八、三男復が加判致呉候へバ相待可申との頼二候へ共、復儀修行中なり、又都合向に而同居は致居候へ共、二十年来分産、一戸主トなり候ものを親より強而申付候訳二八不参、

丁年以上の一戸主故、同人が不承知なればそれまでの事、且兄弟財産貸借して共倒れに相成候類例不少二付、兄弟の財産貸借ハ不相成旨、二十年来家憲を定め、五人之相談人に頼ミ、証書相渡有之事故二、今更自分より家憲ヲ難破と而相断り候事二御座候。

然る処、竹広兩人より、広所有之二松学舎敷地を誰か買呉候へば仕法も付可申との相談有之、可然ことゝ存候へ共、旅中之事、心配も難出来、虎に為買取候へは少しに而も虎の利益に可相成と申聞候へ共、竹不承知二付、無勘、広儀杉本（５）同道二而野崎（６）へ参り候へ共、調談二不相成、私儀三月末二帰京し渋沢（７）へも頼候へ共、調談二不相成候処より、広の考二而、負債之尽、復二為買取候ハ如何との事二相成候へ共、兄弟貸借ハ禁制二而、売買の禁制は無之とも兄弟の關係は不宜とも考候へ（共）

此地は二松学舎之敷地二付、近来、二松義会なるものを門人中二而取立、余程集金も出来、追々義会へ為買取可然ト思付候処、復は今日校長故二、同人名義二而為買取迄に而、少も復の利益に相成儀二ハ無之、迷惑之事二御座候。

相談ハ四月初めより起り候事二而、哲夫（８）桂（９）入京前之事二御座候。唯兩人入京後に契約書を一見し、不十分之处有之とて弁護士を呼び研窮し、少シ訂正致候迄之事二御座候。私儀ハ此売買之証人二ハ決して立不申候。是ハ竹が邪推と被存候。

右虎次郎一件ハ、杉本立入七月迄延期にて、竹も今春帰国致候様承居候処、広が急ニ相談有之とて呼寄せ候儀に御座候。

就而ハ竹が私に達度申候二付、一見致候処、不相替復加判之儀申候へ共、其儀ハ復夫婦二も申聞不承知二付、葉山二而相断り候通り之外、分別無之と相答候処、然れば親族会議を開き、家憲を變更致呉との申出二付、幸に哲夫、桂も参り合せ候故、杉本も呼寄せ、会議為致候処、会議の末、家憲は益堅固ニすべきもの二て、破る筋二は不相成と決議候由二而、何分御老体御心配は御無用之事故、三人に任せ呉と申出、私も無財産之身分二付、無き袖ハ振れぬもの故、何の分別も出不申候へ共、虎も甥の事、氣之毒二不堪、夜二思出候てハ安眠せず、病氣再興も難斗と存候折柄故、三人に任せ候事二御座候。

従姉同士の間柄心安さより、竹之氣に障り候言語も有之哉二而、竹も大ニ立腹し、今般御申越之如く西三島（１０）之家産を売払て仕法致候様、三人に決答致し直ニ帰国致候事二御座候。然し内実は斗も角も、正面証文上、虎と広との貸借なり。それを西三島へ持行くは、江戸の仇を長崎で討つと申様の事二て、世間が許し不申、全く一時之立腹まぎれの言にて、追々熟考後悔可致ものならんと三人ども私へ申出、相別れ候事二御座候。

然るニ今般之御手紙二而は、愈決行致候趣二而、私共意見御聞被成候迄、為御待置被成候由、御心

配之段御察申上候。乍去是も一家の戸主が世間も不構決行する事とて、

家より出候尊長之叔父二而も差留め候権無之、御先祖も銘々も不運と泣て明らめるより外は無之候。

乍去右様の事八家之大事なり、親族会議を開き、本家十郎（１１）八勿論、お増（１２）の代り二八哲夫、私の代りに八桂、妹の婿（１３）迄呼寄、多数決に致候が穏当と存じ候。

因而愈西三島家を滅亡為致候時は、私共も血統之事故、子供等二申付、西三島之家名八相続為致、先祖之祭祀八不絶様可致、御安心可被成候。

又姉様も虎方へ御移りと相成候儀、実に御痛敷存候へ共、戸主之取斗ひ何とも難差留候。乍去御恩を受候私共故、お増とも申談、何とか少々宛二而も御仕送り仕り、御養老を相助け可申候。

右は結局之話二而、今少し気分を寛大に持候へば、此事件も何とか相済候事二可相成かと思考仕候。其訳八右様の大事件が一応二応二而相済もの二は無之、右仲裁之三人とても、先日切り二而手切れとは存居り不申候故、相推合、相譲合、徐々と談判致候内二は格好之済口二も相成もの二御座候。

因而前に承知致候通り、七月迄之延期と致置、今一応三人と協議が可然ト存候。

然ルニ杉本八遠方ニテ難罷出候処、幸ひ長尾之田辺為三郎（１４）が上京致居候二付、是は拙宅の事八能承知、又世間を知り候男二候間、杉本の代理に頼み差出候へば

喧嘩別れの様二も相成間敷、双方譲合の済口も出来可申かと存候。

若シ御同意に候へば、相頼差出可申候。又御手紙中に私が広に借遣候様、竹へ手紙を遣候儀御申越被成候。是は実事二而、其節八広も財産を相当二所持し、又人物も正直なる故、証明致し候事二御座候。今般の事八時勢の変二而、不意に財産も減じ、又不正直より起り候事二無之、全ク災難二逢候事二御座候。

乍去私が財産サへ御座候へば代償モ可致候へ共、何分無罪産之身分、何とも致方無之、又虎も私之無財産を知りながら証印為致儀二而、代償を受ける積り二も有之間敷、広が正直を信用したる過より生たる事二而、

互二勘弁し広を生し働かして気長に返済させるより外有之間敷、互二立腹し仇敵二相成とて入用暮二而一文も取レズト云事二不相成様二致度もの二御座候。

又念の為に申上置候。竹は一随二復が財産を望候へ共、是も二十年前二七千円分与致候迄二而、追々増価は致居候へ共、丸テ広が代償を可致候とも足り不申位のもの二御座候。もし左様致候時は夫婦とも路頭に迷ひ可申候。私共両夫婦八姉様（１５）の如ク預り呉候ものも無之、餓死するのみ御座候。夫れ故、復夫婦が加判不承知も無理ならぬ事と御憐察可被下候。

又桂が財産売買之儀、御申越に候へ共、是も二十年前、広復同様二分与致候もの二而、今般遣候

もの二も無之、其後或ハ売却 或ハ抵当に入れ、
彼が自由に致し、私より指図致候儀二無之候。

広も此節大阪へ参り、彼地借財之始末中二御座
候。此始末如何二相成候哉、致心痛候。此成行を
見て、其後虎との関係を処分する方、順当ならん
かとも存じ候。此成行次第二而、虎の処分方二好
都合之事も有之哉も難斗候間、大事を周章て処分
し後悔する事も有之もの二御座候。

財産八大切二候へ共、名誉は末代迄残り候もの
故、輕はづみ二致候而は不宜、右広が借受候株券
は内実西三島のもの二而、虎之もの二無之と申事、
是迄少も承知不仕、 今般始テ竹より申出候事二
御座候。内実は左も可有之候へ共、正面は虎の財
産なれば、 竹の今般の処分は実家の損失をウメ
ル為ニ
義理ある養家を潰す計略に出たるものと 世間よ
り被申て八竹が一生之名誉を失ひ可申、竹も若者、
前途大切なれば、何卒名誉を不失様考呉度もの二
御座候。

今日之場合、私よりは何とも異見難致、 姉様
より御諭被成て八如何に御座候哉。

為念申上候。先は右御答申上度如此二御座候也。

五月二十五日 毅

三島御姉様

追啓、御申越二而承候へは、虎之株券取替は、全
く西三島二借金して買入たるものゝ由に候へ共、
西三島之身代二而三万円も他人より借入れしは難

出来事二而、親族は勿論世間二而も信向致間敷、
若し虎より之借入れなれば、兄の身代を潰し而も
一時に返済を迫る如き不人情之虎二も有之間敷、
其辺甚曖昧不審二付、親族会議致候節、其辺を明
了に証拠立不申而は、親族中承知致間敷候間、竹
へ御注意被成度と奉存候也。(三島正明所蔵)

注(1) 中洲の次男、広。

(2) 中庄屋の分家(松三島)の次男、西三島の太
郎(中洲の兄)の三女、和野と結婚。多喜は伯母に
当る。

(3) 中庄屋の分家(松三島)の長男、西三島の太
郎(中洲の兄)の養子となり、長女の菅と結婚。多
喜は伯母に当る。

(4) 明治二十七年、中洲は財産を三子に分与して
いる。

(5) ?

(6) 岡山県児島の分限者。塩田王。中洲の三男、
復は野崎武吉郎の養女と結婚している。

(7) 渋沢栄一。

(8) 中洲の妹、増の子、日笠哲夫。日笠家と三島
家とは三代に渡る重縁がある。三代に渡り、三島か
ら日笠に嫁に行き、また、竹、虎の母親も日笠から
来た、国(増の義理の妹に当る)である。

(9) 中洲の長男、桂。

(10) 中洲の生家。三島家の江戸時代の分家は二
つあり、ひとつが西三島で、もうひとつが中庄屋。
中庄屋は古庄屋から庄屋を引き継ぎ、更に、西三島
が引き継いだ。西三島は西の三島とか、西の庄屋と

か言われ、幕末の庄屋。事実、村の西端にあった。

(11) 三島家の本家(元三島とか、古庄屋とか言われる。)の当主。

(12) 中洲の妹。日笠家に嫁ぐ。

(13) 長女の婿は三島竹太郎。次女の婿は日笠竹次郎(日笠の分家)。三女の婿は三島虎次郎、四女の婿は大橋良三郎。

(14) 玉島の長尾出身、漢詩人、貴族院議員。

(15) 中洲の兄嫁、多喜。同族、中庄屋、三島次郎右衛門可封の次女。明治四十三年九月二十五日歿。

この手紙は、日露戦争後、明治四十三年までのどこか、戦後の好況期から一転、不況に陥った時期のものと推察できる。広と、竹、虎とはそれぞれ出資して、「知行会」を作り、利殖を図っていた。この手紙での債務は、中洲の保証で広が虎から借受け、根担保として使用中、担保流れとなったもの。明治四十三年二月、一件落着いたようで、復が五千円の債務保証をした上での、残りの二万九千円の借用証書が残っている。多喜はその半年後に死亡している。(二松学舎大学理事)

三島中洲書簡(小野慎一郎・静夫宛書簡)

町 泉寿郎

柴原宗介小野真一郎宛書簡(明治5年11月11日)

(封筒)ナシ。版心に「上房郡高梁」と刻した双边、半葉

8行の用箋2枚に書す。

未タ尊顔ヲ不得、一筆啓上、深涼之節、尊公御揃御くらし御清適珍重二候。諸御賢弟御儀三島御入塾中、飯代当謝金等未タ延引相成居候趣、同家も今十日早天、長谷督学御引纏二而、家族方不残東京引越二相成申候。御留守中、諸会計向取調べ、僕等へ被命候間、何卒倉々弊宅当テ二諸会計御払入頼入候。附而は、賢弟御在塾朋友之間柄二於テ、少々不都合之儀も有之趣二而、御不平之廉も有之哉二長谷大君御聞込二相成、迷惑之次第被申聞候。実二先生御留守中之事故、万々長谷之不行届之様被存候而は困入申候。実二多勢之生徒故、万事疎漏之事、取扱双方同等之事二有之まゝ、早々長谷君へ御懸念も可有之事と存候間、此段、貴家様江帰り合呉候様、長谷先生より厚ク被申聞候間、一寸御通声致置候。不堪御聞故、御立腹之儀は御無用之事と被存候。先は右之段可得貴意、頓首拝白。

柴原宗介

壬申十又一月十一日 小野真一郎様

尚々御賢弟へも宜敷御鳳声是祈。再白、藤戸日笠君并二中島三島若両式人、東京行御供二相成申候。

三島中洲小野慎一郎宛書簡(明治12年1月12日)

(封筒表)「備中玉島近傍大谷村 小野慎一郎様 平安」と墨書し、「壹番町四十三番地 三島毅」と捺印した右傍に「東京」、「四十三」の三を見せ消ちして「六」と書添える。(封筒裏)「~~ノ~~ 一月十二日出 玉島ヨリ増税」の中洲墨書と、小野慎一郎と思しい「同十八日到着」の墨書。消

印「東京ノ一二年・一・一二・□」鴨方ノ備中・浅口・
一・一八・」

新禧目出度奉存候。玉家益御清穆奉賀候。拙宅無異、御省念可被下候。然ハ金治君御買入地所一件も和解致候由、御報知被下、御同安之至奉存候。○揮毫之事御申越、承知仕候へ共、何分多忙無寸暇、然し幸便之節ハ揮毫差出可申候。○静夫君、近来眼痛も御全快、再ヒ漢学御修業も被成度二付、先ツ鎌田ニ御従学、夫より御出京も被成度思召、夫も宜敷候へ共、田舎ニ而童子と御同学よりハ、都下書生ト御同学之方、御上達神速ナランカト奉存候。田舎ニ而此節額何程入り候哉。都下ハ頗ル入り候へ共、拙塾月俸式円・謝銀五十銭・入門料壹円・塾費十銭ト定メニテ、月ニ式円六十銭宛ニテ相済、一番廉費之方ニ御座候。乍去、都下之事故、何角高直、右定費之外、自分小遣一ヶ月三步又ハ壹円八入り可申と被存候。乍去、他人トモ違ひ候故、田舎ニテ入り候学費ニテ、餘金不入様ニ拙塾ニテ御受合可申候。且拙塾も多勢之書生、小生一人教授行届不申ニ付、塾頭・斎長之類、七人斗りも無学費ニテ、小遣ヲ多クハ三円、少ク五十銭ト給与シテ遣候モノモ有之、又金銀出納世話致候モノモ産ヒ有之候場合故ニ、右金銀会計等之御手伝も被下候へは、追々無学費ニ而御修業出来候様、御取斗も出来可申候。且金銀出納モ、一ヶ月金四百円内外之事ニテ、他人ニ任せ不安心、親戚ナレハ大ニ安心仕候事故、追々願度モノニ御座候。先ツ当分ハ田舎ニテ入り候学費、一ヵ年何程力御

聞合わせ、御持参ナレハ、夫ニテ御引受可申候。御熟考之上、直ニ当地へ御出如何。往来入費ハ、大抵、片道十円位ノモノト奉存候。学問前途実効之御問合せ有之、右ハ御当人之勉強次第ニテ、三年力五年ノ御辛抱ニテ、後帰国、近辺ニ頭ハ振レ可申候。近来、御地辺も学者無之、三五之御勉ニテ、一生教授ニテモ糊口之種ト可相成、加之、御分産も有之ハ立派ナルモノニ御座候。官員之御望も御座候へば、又々御周旋之致方も御座候。小生杯も三十迄修業致候故、静夫君も三年ヤ五年ハ御修業被成、一生之学芸ヲ御付置被成候へば、老テ大ニ重宝ト相成可申、御熟考可被成候。先八年首御賀詞旁、右御答申上度如此御座候也。毅

一月十二日 慎一郎様

乍末行、御伯母様始皆様、可然御伝へ可被下候。隠居非役ニハ候へ共、当年より年始ニ從六位以上之モノハ参内被仰出、二日ニ華族ノ非役ト同様、一人毎ニ紫宸殿ニ於ニテ天子皇后宮年賀申上候。図左ノ如シ。

(図省略)

左ノ通ニテ、拝礼是迄役中之通り仕候。依テ詩アリ、別箋御覽可被下候。

尚々、静夫君愈御出京ナレハ、衣服夜具、当分之書籍ハ、御持参可然ト奉存候。

隠居未遽向青山 淪落紅塵万丈間

多幸於從大夫後 新年依旧拜天顔

己卯新年 六位三島毅拝拜

三島中洲小野静雄宛書簡（明治 13 年 8 月 2 日）

（封筒表）「東京麹町区壱番町四十五番地 三島毅留守居
小野静雄殿 平安 上州群馬郡伊香保村木暮武太夫方
三層楼四十四番室ニテ 三島毅」と書す。消印「東京ノ一
三・八・五・ほ」。

（封筒裏）「封 八月二日午後二時出 （小野静夫筆跡に
て） 恒廣 平信 八月五日午後四時着」消印「高崎ノ
上州・八・四・は」。

静夫君へ申上候。兼テ帰国、直ニ郵便ニ而御送、
約定之廣太君、并ニ君之御立替金、少々二候へ共、
兼而御承知之立替多、積レ八大金ト相成、困却中、
何卒早々奉願候也。

三島中洲小野静雄宛書簡（明治 13 年 8 月 3 日）

（封筒表）「東京麹町区壱番町四十五番地 三島毅留守居
小野静雄殿 平安答書 上州群馬郡伊香保村木暮武太夫
三層楼四十四番室 三島毅」と書す。消印「伊香保ノ上野・
群馬・八・三」「東京ノ一三・八・六・□」。

（封筒裏）「封 八月三日午後二時出 （小野静夫筆跡に
て） 豊原一件在中 八月六日午後四時着」。

卅一日出御状致拝見候。然ハ豊原氏一件、委細被
仰越、兼而財利之事ニハ談判難相成男ト心得居候
へ共、先年以来、属吏ニ遣ひ、恩誼モ加置候故、
左迄之事モ申出間敷とテ、貴君へ委置候処、案外
之不当、一応ハ可惡ト激し候へ共、到底、小人之
家を無約束ニテ借りタルガ既ニ術中ニ陥リタルナ
リ。何分、義ノ争ナレハ人ニ一歩モ譲ル可ラス。
利之争ひニ至而ハ、曲直ハ切置、一歩ヲ譲ルガ君

子之処置故、可惡ハ可惡ナレトモ、負ケテヤルガ
上策故ニ、別紙書状、豊原へ遣候間、極穩ニ御議
論可被下候也。元来、御外塾八大塚ヲ救フと云、
同氏口サキノ恩義ヨリ起リ、三月ヤ半年ハ無税ト
ノ約ナルニ、昨十二年四月、必ス相当之税受度と
申出候故、然し是迄造作ニ二三十円費え居候故、
四月迄ハ半金、其後全金八円遣スト申迄ニテ、造
作ヲ先方へ渡切タルト云候様ニハ覺へ不申候。又
借受之節モ大破損故、元之儘ト申せハ、中々唯今
ノ破損処ニハ無之事、大塚承知ナリ。然し、右等
之曲直論ハ止メテ、二十円小人ニ被取タト思ひ、
修繕ニ可被成候。然し、君ハ最初ヲ御承知無之故、
何卒、大塚帰京ヲ待チ、立合せタル上ニ、元之儘
ニ修繕致度モノナリ。無左ハ、君ガ元ヲ知ラズ、
又僕力不在ヲ突込、無際限ノ望ヲ申出モ難斗候。
依テ、先ツ修繕ニ徐ニ着手仕掛置、成丈、大塚帰
リヲ御待可被成候。是モ不遠帰京可致と存候。○
小生、平日坐右ニ置候、赤キ母譲リ之皮文庫、お
澤ニ預ケ置候。此内ニ、紫色ノ表紙アル小帳面ア
リ、其内ニ昨年四月之約束ヲ記置候哉ニ覺へ申候。
小生モ多忙中、口約束忘レ勝ちニ付、為念、御一
見置可被下候。嘗繕右之通りシテ返セハ、先方ニ
申様モ有間敷、十分負ケテ御ヤリ可被成候。ヤレ
ヤレ小人ハ不可交ト、古人之戒、不可不守と、今
更感心致候也。毅 八月三日 小野君
尚々、林君万事御注意被下候由、宜敷御礼頼入候
也。豊原行手紙、御一見之上、糊シテ御持參可被
成候。十分之負ケ文意、御一笑可被下候也。

尚々、封皮八書齋黒柿ノ箱二有之候間、御用可被成候。小谷君へ電信料ヲ御問合せ、御払置可被下候也。

三島中洲小野慎一郎宛書簡（明治 14 年 1 月 19 日）

（封筒表）「備中浅口郡大谷村 小野慎一郎様 平安御答書 東京 一番町四十五番地 三島毅」と書す。消印「黒崎村内黒崎ノ備中・浅口・二・四」。

（封筒裏）「 一月二十九日出」消印「東京ノ一四・一・一九・は」。

一月七日出御状拝見仕候。如諭新禧目出度申納候。先以高堂御揃御清福奉賀候。拙宅無事、御省念可被下候。于誠平日八多忙二取紛御無音ノミ仕候段、不悪御海容可被下候。○静夫子追々勉強学業上達、御同喜之至奉存候。不相替御勤、其上拙塾舎主代理被下、会計向行届、大二得力申候。就而八昨年中も無学費之外二、一月壹円宛小遣ヲ呈候へ共、他人之貧生ニ給与スルヨリハ比較少シ。是ハ親族之事故、勘弁被致候様頼候事ニ御座候。○占見飛地一件御尋問、即内務之官員懇意人へ静夫子ヲ質問二遣し、返書参り、定テ同人より御届可申、是ハ御断念被成、村入用之不掛様被成候方勝利と存申候。○伯母様御祝年之由二而、文章献候様御申越、承知仕候へ共、何分多用之上、諸方より文章之求沢山ニテ、二三年前之負債払切レ不申困却中故、自然寿序出来不申節ハ小詩二而も呈可申候。○比頃伯母へ久々無音、近来如何ニ被居候哉。不相替窮迫ト思出せハ氣之毒ニ餘リ申候。年始ニ御

出之節、金貳円立替、年玉トシテ御呈し可被下奉願候。右貳円ハ此地二而静夫子入費之内へ加置申候。去冬三十円御送り、即預置申し、右ヲ加へ三十二円之御預リト致置可申候。匆忙中、餘事永陽ニ譲り申候也。三島毅 一月十九日 小野慎一郎兄
再啓、伯母様始御闔家へ御祝詞宜敷被仰上可被下候也。

（同封資料） 浅井義重小野静夫宛書簡

寸楮拝啓、今朝ハ御来訪、殊に何寄之品御惠贈被下、甚恐縮多謝々々。諸テ其節御委嘱相成候件、早速出勤、其主務へ問合候処、本件ニ付テハ既ニ明治十年十一月九日乙第四百号ヲ以、内務卿より別記之通り各府県へ被相達、成文律ニモ相成居候義ニ付、僅ノ口実ヲ以、人民ニテ之ヲ拒否スルノ権利無之由、又仮令大谷村之所管ヲ脱スルモ啻ニ其名称ヲ占見新田村ニ変換候迄ナレ主バ、土地所有ニ於テモ聊カ其権利ヲ障碍シ、或ハ之カ検束ヲ受クル等之事ハ決シテ無之筈ニ付、公私之便宜ニ於テモ毫モ毀損候義無之趣、然ルヲ徒ラニ固陋之見ヲ以、単ニ大谷村之名称ニ而已恋々シ、其辺之所より無謂県庁之所分ニ抗シ訴出スルモ、到底訴訟入費ヲ耗費スルニ止マリ、勝算ヲ得ル不能ハ明々白々之義ニ付、心得違ヲセズ、県庁之説諭ニ服従、成規之如ク占見新田村へ地所組替候方、大谷村之得策ニ付、返々

も訴訟等二関係セザル方可然旨、主務者之説
話有之候間、左様御承知、貴兄より御郷里へ
ハよろしく御通信相成度ト存候。此段得貴意
度、餘情万縷は拝芝二譲り候。草々頓首。

浅井義重 十四年一月十七日

小野賢兄研北

追白、時下専而御自愛御研学奉祈候。且乍楮
末、中洲先生へ貴兄よりよろしく御申上可被
下候也。

乙第四百号 本年乙第八拾三号達之旨も有
之処、尚左之通二可相心得、此旨相達候事。

明治十年十一月九日内務卿大久保利通

第一条 近年分合セシ町村之内ニテ實際
差問有之分、復旧之為メ分合致
候義ハ右達之限二無之コト

第二条 他之町村二点在セル飛地又ハ錯
雑セル地所ハ其所在之町へ可組
替事

小野静夫小野慎一郎宛書簡

愈御清適奉拝賀候。陳は飛地云々之件御尋二
相成、直二三島先生添書ヲ以テ再三本省官吏
二質問仕之処、別段之通、通知二相成候間、
御披見之上、議員諸君へ御申通之上、至急県
命二御承服可被成、設令彼是ト抗論シテも入
費潰之事二御座候。右之件二付、三島先生餘
程御尽力二相成候間、五円位報謝御取計相成
候様、戸長君二御示談可被下候。又浅井氏へ

は三円拾二銭之品物呈シ置キ候間、合セテ至
急御送達可被下候。此段及御通暢候也。小野
静夫

一月十八日午前十時 小野慎一郎様

尚々中洲先生、当時訴訟事二相成候事件、一
切二御断二相成候得共、小生より推シテ依頼
セシ事二付、斯ク御周旋二相成候。故ニ此辺、
村中議員君へ御通知之上、是非謝金少シトモ
三円は御送達、不然ハ小生ノ面皮ニ相關シ、
又他日事件御依頼ニ相成候取次不申候。先般
下野氏より鉾山事件之時も三円取斗セ置候。

静夫

一月十八日 慎一郎様

尚々御送達之金八戸長より直ニ送達ニ相成候
様力、貴兄之御都合ト奉存候。又貴兄より中
洲先生へ礼書御指出置可被下候。

三島中洲小野慎一郎宛書簡（明治14年9月21日）

（封筒表）「備中浅口郡大谷村 小野慎一郎様 平安 東
京老番町 三島毅」と書す。消印「黒崎村内黒崎ノ備中・
浅口・九・二八」。

（封筒裏）「封 九月廿一日」。消印「東京ノ一四・九・二
一・と」。

秋冷中愈御清適奉賀候。拙老無異、御降心可被下
候。然者先般以来、毎々御細書被下、拝見仕候へ
共、多忙ニ取紛、一々御返書不呈、御海容可被下
候。乍去、廣太君一件ハ、静夫子より毎々相談相
受、御加談申居候事ニ御座候。勢洲一件も、大二

心配致候へ共、全ク御災難儀相分り大ニ安心仕候。
最初御申越之通、一兩年之滞京ハ御許容カト存居
候処、今般ハ是非帰国之儀御申越、小生も説諭相
加候処、何分兩度迄脱走シ、素志ヲ不達シテ帰国
致候而ハ、朋友郷里へ面目無之旨御申張ニ候へ共、
父母之命ニ応じ素志ヲ屈スルコトハ孝道故、決テ
他人ニ面目無之儀無之段相諭シ、且何分一先帰国
謝罪之上、追々御大人ニ懇願シ、公然タル許可ヲ
得テ御再遊可然ト、漸クスカシテ得心ニ相成候へ
共、途中又々脱走も難斗ニ付、静夫君へ護送申付
候。然ルニ、御同人ハ塾中会計向委任致置候故、
途中御歸リニ而ハ大差支ト相成候故、今月中之会
計ヲ為済、来月初旬御乗船ト定メ候間、先ツ御安
心可被下候。依テ愚存申上度ハ、子ハ親之分身故、
必ス親通りニ可相成筈ニ候へ共、身ヲ分チ候上ハ
親ハ親、子ハ子ト量見異ナルモノ故、寸分モ不違、
親通りニハ難參、餘リ束縛压制致トキハ、却テソ
レテ根性ヲ悪クシ、父子ノ親ヲ失候事儘有之、少
シク寛大ニ御処分被成、少ハ子之自由モ達スル様
ニ被成度候。馬鹿ニサヘ無之ハ、年ヲ取り家産ヲ
委シ妻子ヲ保タシムルトキハ、皆々自分ノモノハ
惜ク相成、屹度相続出来ルモノニ御座候。親掛リ
ノ時分ト人物異ナル如キモノ世間ニ多シ。世間之
通例モ御比較被成、餘リ厳刻ニ不過様被成度ト希
望仕候事ニ御座候。且当地ニ一二年御遊学被成候
とも、小生も静夫子モアリ、放蕩無頼ニ必ス御流
れト申事も有之間敷、是ハ千百人中ニ一二人之事
ニハ御座候。右様之人物、縦ひ田舎ニ置候而も田

舎相当之無頼ヲ致モノニ御座候。都下繁華之地ニ
於テ特立シ悪風ニ不染シテ、始メテ頼敷人物ト存
候。右小生之持論ニ御座候故、乍失敬申上置候。
委細ハ静夫子帰国ニ申托可申候。多忙中大乱筆、
御推読可被下候。頓首。毅 九月廿一日
小野慎一郎君梧下
再啓、御老母様御不快、御心配奉察候。宜敷御見
舞被仰上可被下候。静夫子儀、近来大ニ役立、拙
塾締方委任、安心罷在候処故、何卒一ヶ月位之滞
留ニ而御再遊ニ相成候奉願候。御同人官途之儀、
随分可然ト存し、近年之内、機会ヲ見テ御周旋可
申上と心掛居申候へ共、何分官途も追々六ヶ敷、
今ガ今ト不參申儀ニ、数年心掛居不申候而ハ好機
会無之候間、此段御含置可被下候也。

三島中洲小野慎一郎・静夫宛書簡（明治15年1月13日）
（封筒表）「備中浅口郡大谷村 小野慎一郎様小野静夫様
拝答 東京荻番町 三島毅」と書す。消印「黒崎村内黒崎
／備中・浅口・一・二〇」。
（封筒裏）「~~ヱ~~ 一月十三日」。消印「東京／一五・一・一
三・に」。

新正奉賀候。早々御祝書被下奉謝候。静夫子分産
一件、決定ト承り、安心罷在候処、又妻縁、或ハ
養子、種々変換之議論相起候由、何れニも御同人
安心之為ニ相成候へは、御亡霊御満足ト奉存候。
緩々御評議可被成候。当方御出、決テ急候訳ニハ
無之、兼テ御依頼儀有之故、好機会申上候迄ニ御
座候。頓首 毅 一月十三日

小野慎一郎君 小野静夫君

再啓、乍末行皆様へ宜敷御賀詞御申上可被下候。

三島中洲小野慎一郎宛書簡（明治 15 年 5 月 7 日）

（封筒表）「東京麹町一番町四十五番地 三島毅」と印刷した封筒に「備中浅口郡大谷村 小野慎一郎様 平安御答」と墨書す。消印「黒崎村内黒崎／備中・浅口・五・一〇」

（封筒裏）「封 五月七日」と墨書。消印「東京ノ一五・五・七・一〇」

静夫子上京二付、御念書被下、拝見仕候。愈御清適奉賀候。拙宅無異、御省念可被下候。然ル、静夫子身上二付、縷々被仰下、承知仕候。然ルニ、両三年之東京修業も、遊情強満二行上達トノ事、一読致候。僕も赤面、全ク教訓之不行届より生候事と、慙悔謝罪之外無之、併シ他書生も沢山預り居候へ共、其内ニ而別段不品行トモ存不申、家帰郷之上、右様之事有之候トハ意外之至ニ御座候。屹度相戒置可申候。猶又、今般、官途希望上京ニ付而ハ、僕引受候様御申越二候へ共、是ハ迷惑之至、官途ハ公衆之ものニ而、僕一人私スルモノニ無之、又私スルコトモ不出来、親属之義務ニ而、成る丈周旋ハ可致候へ共、不出来トキハ天命ト思召可被下候。其節、罪ヲ僕ニ帰セラレ候而ハ、誠ニ迷惑仕候。元来、最初上京之時トテモ、僕より御勸申候儀ニ無之、段々之御依頼ニ付、御引受申候次第ニ而、其後学費不入様ニ致候も、多少尽力致候積リニ御座候。依テハ、塾中之事厚く御世話

も被下、喜居候へ共、是ハ互ニ親族中之義務カト存候。然ルニ両三修業、寸効も無之、遊情強満ノミニ止リタルハ残念之至リナレトモ、右之通、元来ヲ申セハ僕ヨリ御上京ヲ求メタル儀ニハ決シテ無之ト自信申候。因テハ、昨秋以来、御帰郷中、御上京ヲ促シ候儀一言モ無之。過日、静夫子より上京致度、且追々官途周旋相頼トノ儀、依頼書到來シ、僕返書之大意ニ、承知ハ致候へ共、塾中役員も夫々相揃ひ、元之通り無学費ハ六ヶ敷、暫時御辛抱ナレハ其内ニハ都合ヲ付テ無学費ニ取計らひ、且官途も追々周旋可致ト申上候迄ニ而、決シテ御上京ヲ勸メ申タル儀ニ無之故、今般上京之上ハ、何事モ僕引受、モシ不都合之時ハ僕之罪ト相成候而ハ、迷惑之至ニ御座候。僕兼テ之説ニ、人も形ヲ異ニシタル以上ハ、父子ニテモ父子ノ心異ナリ、各自己之自由ヲ遂ケントスルモノニ而、是ヲ自分同様ニ压倒スルコトハ出来ザルモノ故、各人之自由心ニ任せ、大義ニ背ク処ヲ戒シムルヨリ外ナシ。夫レモ不聴ハ其迄ノ事ト明ラメ申候。右様之持説故ニ、決テ静夫子ニ上京も官途も一言勸メ不申候。乍去、各自自由心ヲ遂ケントシテ依頼アレハ、他人ニ而も世話致居候場合、親族ハ別而之事故、飽迄尽力周旋ハ致可申候。此段ハ御安心可被下候。唯々、不出来之節、僕之罪ト不相成様、前以御承知置可被下候。右ハ失敬之言ニ候へ共、親族中、無腹蔵申上置候方、却而妙カト存候迄故、決テ御心配被成間敷候也。三島毅 五月七日 小野慎一郎君

再啓、静夫子より種々土産被恵、痛入候次第、定
テ御差図之事と御礼申上候。乍末行、皆様へ宜敷
御伝へ可被下候。先月初旬以来、藤戸武一郎・荻
野幸平参居、又家内之甥兩人も参り、多勢之客人、
旅宿之如シ。然し是モ親族之義務ト存シ、十分遊
覧為致居申候。何れモ此中旬二八帰国致申候。御
一笑可被下候。

(金光図書館所蔵、二松学舎大学講師)

訓 読「讀洗心洞筭記」

(『中洲文稿』第三集卷之三)

中根公雄

余少き時洗心洞筭記を讀み、大鹽中齋王學に遂き
も、其の終り亂を作して死せるを知る。果して何
の心ぞや。疑ひを畜ふること年有り。屬日再び之
れを讀めば、其の學は太虚を以て標準と爲せり。
嗚呼是れ令終せざるの職として由る所か。蓋し太
虚は張横渠の正蒙に本づき、而して其の心を公明
にして、一點の私蔽無く、太虚と一般ならんと欲
す。其の意は洵に善し。然れども太虚は公明にし
て偏私無しと雖ども、道の之れが樞紐と爲る有り。
故に曰はく、一陰一陽するを之れ道と謂ふ、と。
人心は己私に克ち、公明を要すと雖ども、禮に復
さざるべからず。故に曰はく、己に克ち禮に復す、
と。王子固より良知の虚處は、即ち天の太虚と謂
ふ。然れども良知は虚明にして、能く天理を生ず。
故に其の言必ず天理を称す。天理は是れ王學の標

準なり。天理を捨てて、斯の心を空虚にし、漠然
として把持する所莫ければ、必ずや放縱狂暴、心
を師とするの弊、底止する所を知らず。中齋は天
資剛明、能く獄を斷ず。固より常人に非ず。天保
の凶歳に方り、小民の窮餓するを坐視するに忍び
ず、自から藏書什器を鬻ぎて以て救恤するも、亦
獨力の周くする所に非ず。因みて官吏富豪を勧誘
するも、恬として之れに應ぜず。是に於てか憤激
悶鬱、自から禁ずる能はず、心神狂亂し、天理の
當否を顧みるに暇あらず、官吏富豪を屠殺して以
て其の憤悶を霽らさんと欲せる、吁嗟亦暴なり。
之れを太虚に道樞無く、陰陽錯亂し、四時逆行し、
萬物災害を蒙るに譬ふ。甚だしいかな、心の常主
無かるべからざるや。昔者老氏虚無を倡ふるも、
眞の虚無に非ざるなり。情欲を虚無にして以て自
然の道に集(とど)まらんと欲せるのみ。後學は
知らず、自然を以て心主と爲し、徒に情欲を虚無
にせんと欲するも、情欲竟に虚無ならず。酷法も
て毒を流し、權術もて仕を干めて、以て誅滅を速
(まね)くは、韓非是れのみ。佛氏寂滅を倡ふる
も、眞の寂滅に非ざるなり。情欲を寂滅して、以
て眞如の道に入らんと欲せるのみ。後學は知らず、
眞如を以て心主と爲し、徒に情欲を寂滅せんと欲
するも、情欲竟に寂滅せず。淫穢もて主を惑はし、
悖逆もて篡を圖りて、以て竄死を致せるは、道鏡
是れのみ。蓋し人心は活物なり。須臾も情欲無き
能はず。但だ情欲をして自然眞如の道に従は使む
るは、之れを虚無寂滅と謂ひて可なり。二氏は乃

ち教を設くること高遠にして、言ふべくして行ふべからず。後學を誤ること此くの如し。夫れ人心の情欲は、猶ほ太虚の風雨のごときなり。風雨常道に順へば、則ち萬物育し、常道に逆らへば、則ち萬物害す。故に太虚は風雨無きを願はずして、常道有るを願ふなり。人心は情欲無きを願はずして、常理有るを願ふなり。善きかな、儒者の教、情欲を絶つの説無きや。禮運に曰はく、人情なる者は聖人の田なり。禮を修めて以て之れを耕す、と。樂記に曰はく、天理を滅し、人欲を窮す、と。唯だ窮するを戒むるのみにして、絶とは曰はざるなり。仲尼曰はく、心の欲する所に従ひて、矩を踰えず、と。夫れ矩や禮なり。皆天理なり。情欲は唯だ天理に従ひて行はるれば、聖人の能事畢れり。嗚呼是れ王子言へば必ず天理を称する所以なるに、中齋は天理を主とせず、徒に太虚を倡へて、遂に老佛高遠の弊に陥り、心を師として狂暴、人を害し己を亡す。豈に王學を修むる者の殷鑑に非ざるや。

鳳洲曰はく、議論に根柢有り。用筆も亦切實なり。王子と諸友と學を論ずるの書を読むが如し。○羽峯曰はく、心に常主無ければ、則ち往往にして狂暴悖亂に至る。皆古書を誤解するに坐するのみ。此の篇雜へて儒老佛を引き、中齋の王學を誤解するを論ず。意正筆健、明晰痛快、眞に後學の頂針爲り。嗚呼書を読み、誤解するは、則ち之れを読まざること愈ると爲すに若かず。慎まざる可けんや。余生徒をして一通を寫さしめ、晨夕欽

誦す。○梅山曰はく、余中齋を識れり。中齋固より凡庸の人に非ず。但だ平常の言動頗る狂氣を帶ぶ。人を聳動せしむるは、則ち有り、人を感動せしむるは、則ち無し。然れども之れをして維新の前に在りて、勤王の魁首と爲らしむれば、亦未だ知るべからざるなり。此の篇道明かに理透る。眞に是れ有用で快文字なり。○恕軒曰はく、嘗て諸を一老人に聞く。中齋豪邁慧黠、眼中に人無し。獨り頼山陽にのみ服す。山陽の言ふ所、聽かざる無し。山陽をして先に死せざらしめば、繫累せらるるに殆からん、と、或ひは然らん。

(二松学舎大学講師)

大城戸宗重碑文

町泉寿郎

念庵大城戸君碑

枢密顧問官正三位勲一等公爵山縣伊三郎篆額

志遠大城戸氏、諱宗重、石僊念庵其別号。加州鶴来邑人。曾祖耕鐵齋、從竹内式部、志存王室。父諱宗守、号耕巖齋、善繼其志、夙交四方士、奔走国事。大正八年追贈從五位。母大屋氏。志遠少受教郷儒村山翠屋米田桂窓。後來浪華学画田能村直入。直入曰、子非曲技之人也。勸之使学、乃從吾先子、研鑽多年、学識大進、遂幹塾政。既而之東京、学于三島中洲翁、翁亦器重之。明治十四年始就仕途、後為參事官、遷事務官、歴任徳島栃木東京埼玉治、有佳績、叙勲五等進從五位。四十三年任朝鮮統監秘書官。時李氏内附政務多端、志遠鞅

掌于帷幄、遂獲疾歸京。疾既癒、乃督其東京出張所之事、以至于卒矣。志遠為人外温内明、寡默而能断。常出入鳥尾得庵子之門、得其親近。尤遇知于山縣含雪素空二公及寺内桜圃伯。志遠之獲知諸公、不啻獲之于諸公也、家人子女皆愛而慕之、亦可以見其為人也。志遠以安政二年十一月十一日生、以大正十年七月二十六日卒、享年六十七。配三島氏、名数子、中洲翁養女。生一男不育。長女貞子既亡矣。次恭子適石濱純太郎。

銘曰、不違不器 君子之儒 勢利無与 功名弗居
吁唯弗居 上下咸孚 父祖世節 其德不孤

大正十五年九月 浪華黄坡藤澤章譔

宮内省御用掛正五位勳五等工藤壮平書

(碑は石川県白山市鶴来の舟岡山共同墓地に現存)

(二松学舎大学講師)